

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	企画管理部 ガラス美術館
意 見	<p>今回の定期監査においては、ガラス美術館の週休日の振替及び休日に関する手続に係る指摘事項が見受けられた。</p> <p>これは、ガラス美術館の勤務時間及び週休日の割振りであるローテーションを組む際に、週休日と休日とを区別せず、月単位で通常形態の勤務の職員と同じ日数の勤務をしない日を確保するよう設定する方法が慣例的にとられてきたため生じたもので、本来、休日を条例に定める日以外の日とする場合は、ローテーションの報告とは別に「週休日等の勤務状況・振替命令・実績簿」により代休日を指定する必要があるところ、この手続がされていなかったものである。</p> <p>開館日の特殊性や富山市ガラス美術館条例施行規則で定める休館日にも臨時で開館している実情において、勤務時間及び週休日の割振りや休日の勤務のため事務が煩雑になる現状があり、こうしたことから、これらの事務において可能な限り手続を簡略化し、所属全体として統一的に勤務日を割り振り、休みの確保を行い、必要な手当の支給を行うために、適正な運用や柔軟な対応を検討されたい。</p>
回 答	<p>今後、「富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則及び職員の給与に関する条例」に基づき、ローテーションを組む際に必要な事務の簡略化ができるよう、ガラス美術館と職員課で協議してまいりたい。</p>